

諮問日：平成28年12月14日（平成28年度（個）諮問第2号）

答申日：平成29年1月26日（平成28年度（個）答申第2号）

件名：釧路地方裁判所における訴訟費用国庫立替要請書に記録された保有個人情報の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

釧路地方裁判所の特定事件の送達費用立替金に関する「訴訟費用国庫立替要請書」に記録された開示申出人に関する保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の開示の申出に対し、釧路地方裁判所長（以下「原判断庁」という。）が、そのような保有個人情報を記録した司法行政文書は作成又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件対象保有個人情報についての裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、原判断庁が平成28年10月26日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

原審記録に写しが保管保存されているのに、作成又は取得していないとするのは不合理である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

1 苦情申出人による保有個人情報開示申出の趣旨について

苦情申出人は、本件開示申出の際に、インターネットで検索した「民事訴訟規則」と記載されている文書（以下「申出人持参文書」という。）を持参し、

本件開示申出に係る申出書に添付した上で、特定の民事訴訟事件に係る「訴訟費用国庫立替要請書」に記録された苦情申出人に関する保有個人情報の開示を求めた。なお、上記「民事訴訟規則」は大韓民国のものと考えられる。

釧路地方裁判所によれば、苦情申出人は日本の民事訴訟手続に係る「国庫立替請求書」を当該民事訴訟事件記録から謄写済みであり、「国庫立替請求書」とは別の文書である日本の法ではない「民事訴訟規則」に基づく「訴訟費用国庫立替要請書」に記録された苦情申出人に関する保有個人情報の開示を求めたということである。

以上の事実を踏まえると、本件開示申出の趣旨は、特定の民事訴訟事件に係る日本のものではない「民事訴訟規則」に基づく「訴訟費用国庫立替要請書」に記録された苦情申出人に関する保有個人情報の開示を求めているものと解するのが相当である。

2 上記開示申出の趣旨を踏まえた原判断の相当性について

本件に係る開示申出書に記載されている事件は日本の裁判所に係属している民事事件であるところ、当該事件の民事訴訟手続において立替事由が生じた際の国庫立替手続は、当然に日本の民事訴訟手続に係る法令等に基づいて処理されるものであり、日本のものでない「民事訴訟規則」に基づく「訴訟費用国庫立替要請書」を釧路地方裁判所が作成することはない。

したがって、原判断は相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年12月14日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月19日 審議
- ④ 平成29年1月23日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出は、苦情申出人から、釧路地方裁判所に対し、本件対象保有個人情報の開示を申し出るものである。これに対し、原判断庁は、本件対象保有個人情報を記録した司法行政文書は作成又は取得していないとして不開示とし、最高裁判所事務総長も、原判断を相当としているから、その当否について検討する。
- 2 本件開示申出に係る開示申出書及び釧路地方裁判所職員による本件開示申出時の苦情申出人からの聴取書によれば、苦情申出人は、特定の民事訴訟事件に関する「訴訟費用国庫立替要請書」に記録された個人情報の開示を求め、その際、「民事訴訟規則」と題するウェブサイトからプリントアウトした書面（申出人持参文書）を示して、当該事件に係る「国庫立替請求書」は既に入手しているが、申出人持参文書の第7条に記載されている「訴訟費用国庫立替要請書」という書面があるはずなので、それを入手したい旨を述べたことが認められる。また、最高裁判所事務総長は、申出人持参文書は、大韓民国の民事訴訟規則が記載されたものであると説明するところ、委員会庶務に確認させたところ、申出人持参文書と同じ内容のものが大韓民国の民事訴訟規則を和訳したものとしてウェブサイトに掲載されていた。

これらを総合すると、本件対象保有個人情報について、大韓民国の民事訴訟規則に規定されている「訴訟費用国庫立替要請書」に記録された苦情申出人に関する保有個人情報と特定すべきとする最高裁判所事務総長の説明は、妥当である。
- 3 そうすると、釧路地方裁判所に係属している民事訴訟事件について、大韓民国の民事訴訟規則に規定されている「訴訟費用国庫立替要請書」を作成したり、取得したりすることはあり得ないため、釧路地方裁判所においては、本件対象保有個人情報を記録した司法行政文書を保有していないものと認められる。
- 4 以上のとおりであるから、本件開示申出につき、本件対象保有個人情報を記録した司法行政文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした原判断

は、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人